

放課後児童クラブの運営見直しについて (運営委員会方式)

平成31年2月13日
岡山市地域子育て支援課

現状

- 本市の児童クラブは、主に、運営委員会方式(86クラブ)と保育園運営方式(5クラブ)の2種類。
- 運営委員会方式のクラブは、地元住民等で構成する任意組織により自主的に運営されており、本市は補助金(国庫補助)で支援している。
- 平成27年の子ども・子育て支援法の施行等に伴い、対象児童が10歳から小学6年生まで拡大されるとともに、補助メニューやその金額も拡大されている。
- 女性の就業率増加等に伴い、児童クラブのニーズは年々増加している。

課題

- ①サービスや保護者負担金に較差が生じている。
- ②支援員等の確保に苦慮している。
- ③経理等の事務負担が過重になっている。
- ④運営委員会会長の事業主としての責任が重い。

事業の方向性

- 責任の所在を明確化する。
- サービス内容の向上と平準化を図る。
- 運営を一元化し、事務処理等を集中管理する。

見直しのポイント

- 市がクラブ運営の統一ルールを示す。
- このルールに賛同するクラブを32年度から市の直轄クラブとする。
(「公の施設」として位置づける。)
- 運営は公益財団法人岡山市ふれあい公社へ委託する。
- 現在の支援員は、ふれあい公社での雇用となる。
- 各運営委員会の役割はなくなる。
- 31年度に統一ルールで実験的運営を行い、検証や情報共有を行う。

今後のスケジュール(予定)

31年 3月末頃	市が運営やサービス等の統一ルールを示す。
31年 4月	市とふれあい公社で実行委員会を組織し、本格運営に向けた実験的な事業や準備作業を開始する。
31年 7月	市が提案した統一ルールに賛同して32年度から移行するクラブを特定する。
31年 9月	32年度から移行するクラブを「公の施設」として条例に位置づける。
31年 10月	ふれあい公社と業務委託契約を結び、移行クラブ数に応じた業務体制を整備し、具体的な準備に着手する。
32年 4月	新体制での運営を開始する。

31年度の取組

- ①統一ルールでの実験的運営、検証等
- ②集中管理体制の構築
- ③32年度からのクラブ運営の準備